

カメラに関するQ & A

(『個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン』に関するQ & A」より抜粋)

用語	定義
防犯カメラ	防犯目的で設置しているカメラ
従来型防犯カメラ	防犯目的で設置されているカメラのうち、撮影した画像から顔特徴データの抽出を行わないもの
顔識別機能付きカメラシステム	顔画像を撮影するカメラ及び撮影した顔画像から顔特徴データを抽出し顔識別を行うシステムのこと
顔特徴データ	顔特徴量のうち法第2条第2項第1号、施行令第1条第1号ロ及び規則第2条に該当する個人識別符号のこと。すなわち、顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌を、特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号

(個人情報)

Q 1-12 カメラ画像から抽出した性別や年齢といった属性情報や、人物を全身のシルエット画像等に置き換えて作成した店舗等における移動軌跡データ（人流データ）は、個人情報に該当しますか。

A 1-12 個人情報とは、特定の個人を識別することができる情報をいいます。性別や年齢といった属性情報や、全身のシルエット画像等に置き換えて作成した店舗等における移動軌跡データ（人流データ）のみであれば、抽出元のカメラ画像や個人識別符号等特定の個人を識別することができる情報と容易に照合することができる場合を除き、個人情報には該当しません。

(令和5年5月更新)

(個人情報)

Q 1-13 店舗や、駅・空港等に従来型防犯カメラ（防犯目的で設置されているカメラのうち、撮影した画像から顔特徴データの抽出を行わないもの）を設置し、撮影したカメラ画像を防犯目的で利用することを考えています。個人情報保護法との関係で、どのような点に留意する必要がありますか。

A 1-13 個人情報取扱事業者は、カメラにより特定の個人を識別することができる画像を取得する場合、個人情報を取り扱うことになるため、利用目的をできる限り特定し、当該利用目的の範囲内でカメラ画像を利用しなければなりません。

また、個人情報の利用目的を本人に通知し、又は公表しなければなりません。カメラの設置状況等から利用目的が防犯目的であることが明らかである場合には、「取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合」（法第 21 条第 4 項第 4 号）に当たり、利用目的の通知・公表は不要と考えられます。

さらに、個人情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならないため、カメラの設置状況等から、カメラにより自らの個人情報が取得されていることを本人において容易に認識可能といえない場合には、容易に認識可能とするための措置を講じなければなりません（法第 20 条第 1 項）。例えば、防犯カメラが作動中であることを店舗や駅・空港等の入口や、カメラの設置場所等に掲示する等の措置を講じることが考えられます。また、外観上、カメラであることが明らかである等、カメラにより自らの個人情報が取得されていることを本人において容易に認識可能であったとしても、上記例で示した掲示等の措置を講じることにより、より容易に認識可能とすることが望ましいと考えられます。

（令和 5 年 5 月追加）

（個人情報）

Q 1－14 店舗や、駅・空港等に設置したカメラにより画像を取得し、そこから顔特徴データを抽出して、これを防犯目的で利用する（顔識別機能付きカメラシステムを利用する。）ことを考えています。個人情報保護法との関係で、従来型防犯カメラを利用する場合の留意点（Q 1－13）に加えて、どのような点に留意する必要がありますか。

A 1－14 個人情報取扱事業者は、顔識別機能付きカメラシステムにより特定の個人を識別することができるカメラ画像やそこから得られた顔特徴データを取り扱う場合、個人情報を取り扱うことになるため、利用目的をできる限り特定し、当該利用目的の範囲内でカメラ画像や顔特徴データ等を利用しなければなりません。

具体的には、どのような個人情報の取扱いが行われているかを本人が利用目的から合理的に予測・想定できる程度に利用目的を特定しなければならないため、従来型防犯カメラの場合と異なり、犯罪防止目的であることだけでなく、顔識別機能を用いていることも明らかにして、利用目的を特定しなければなりません。

顔識別機能付きカメラシステムを利用する場合は、設置されたカメラの外観等から犯罪防止目的で顔識別機能が用いられていることを認識することが困難であるため、「取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合」（法第 21 条第 4 項第 4 号）に当たらず、個人情報の利用目的を本人に通知し、又は公表しなければなりません。また、顔識別機能付きカメラシステムに登録された顔特徴データ等が保有個人データに該当する場合には、保有個人データに関する事項の公表等（法第 32 条）をしなければなりません。なお、法第 20 条第 1 項に関する留意点は Q 1－13 のとおりです。

加えて、上記のとおり利用目的の通知・公表をしなければならず、また、本人から理解

を得るためできる限り分かりやすく情報提供を行うため、顔識別機能付きカメラシステムの運用主体、同システムで取り扱われる個人情報の利用目的、問い合わせ先、さらに詳細な情報を掲載した Web サイトの URL 又は QR コード等を店舗や駅・空港等の入口や、カメラの設置場所等に掲示することが望ましいと考えられます。

さらに、照合のためのデータベース（検知対象者のデータベース）に個人情報を登録するための登録基準を作成するに当たっては、対象とする犯罪行為等をあらかじめ明確にし、当該行為の性質に応じ、利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報が登録されることのないような登録基準としなければなりません（法第 18 条第 1 項）。例えば、犯罪行為等の防止を目的とするときは、登録基準の内容（登録対象者）は、当該犯罪行為等を行う蓋然性が高い者に厳格に限定し、登録時にも当該犯罪行為等を行う蓋然性があることを厳格に判断することが望ましいと考えられます。また、登録事務を行ういずれの担当者においても同様の判断を行うことができる文書化された統一的な基準を作成するとともに、当該基準に従って一定の運用を行うことができる体制を整備することも重要です。

駅・空港等で顔識別機能付きカメラシステムを利用する場合については、「犯罪予防や安全確保のための顔識別機能付きカメラシステムの利用について」（個人情報保護委員会、2023 年 3 月）も参照のこと。

（令和 5 年 5 月更新）

（個人情報）

Q 1-15 防犯目的のために取得したカメラ画像やそこから得られた顔特徴データをマーケティング等の商業目的に利用することを考えています。個人情報保護法との関係で、どのような措置を講ずる必要がありますか。

A 1-15 当初防犯目的のために取得したカメラ画像やそこから得られた顔特徴データを、マーケティング等の商業目的のために利用する場合には、あらかじめ本人の同意を得なければなりません（法第 18 条第 1 項）。

なお、当初から商業目的のためにカメラ画像や顔特徴データを取得する場合については、Q 1-13、Q 1-14 及び Q 1-16 を参照のこと。

（令和 5 年 5 月更新）

（個人情報）

Q 1-16 電光掲示板等に内蔵したカメラで撮影した本人の顔画像から、性別や年齢といった属性情報を抽出し、当該本人向けにカスタマイズした広告を電光掲示板等に表示しています。属性情報を抽出した後、顔画像は即座に削除しています。個人情報保護法上、どのような措置を講ずる必要がありますか。

A 1-16 個人情報取扱事業者は、カメラにより特定の個人を識別することができる画像を取得する場合、個人情報を取得することとなるため、偽りその他不正の手段により取得

してはなりません。そのため、カメラの設置状況等から、カメラにより自らの個人情報が取得されていることを本人において容易に認識可能といえない場合には、容易に認識可能とするための措置を講じなければなりません。一般に、電光掲示板等に内蔵したカメラで撮影する場合には、掲示等がなければ、自らの個人情報が取得されていることを本人において容易に認識可能といえないと考えられるため、カメラが作動中であることを掲示する等、カメラにより自らの個人情報が取得されていることを本人において容易に認識可能とするための措置を講じなければなりません。

また、個人情報取扱事業者が、一連の取扱いにおいて、特定の個人を識別することができる顔画像を取得した後、顔画像から属性情報を抽出した上で、当該属性情報に基づき当該本人向けに直接カスタマイズした広告を配信する場合、当該顔画像を直ちに削除したとしても、個人情報を取り扱って広告配信を行っているとして解されます。このため、個人情報取扱事業者は、顔画像から抽出した属性情報に基づき広告配信が行われることを本人が予測・想定できるように利用目的を特定し、これを通知・公表するとともに、当該利用目的の範囲内で顔画像を利用しなければなりません。

(令和5年5月更新)

(要配慮個人情報)

Q 1－31 ある人の犯罪行為を撮影した防犯カメラ映像は、要配慮個人情報に該当しますか。

A 1－31 単に防犯カメラの映像等で、犯罪行為が疑われる映像が映ったのみでは、犯罪の経歴にも刑事事件に関する手続が行われたことにも当たらないため、要配慮個人情報に該当しません。

(個人情報データベース等)

Q 1－41 防犯カメラやビデオカメラなどで記録された映像情報は、特定の個人を識別することができる映像であれば、個人情報データベース等に該当しますか。

A 1－41 特定の個人を識別することができる映像情報であれば、個人情報に該当しますが、特定の個人情報を検索することができるように「体系的に構成」されたものでない限り、個人情報データベース等には該当しないと解されます。すなわち、記録した日時について検索することは可能であっても、特定の個人に係る映像情報について検索することができない場合には、個人情報データベース等には該当しないと解されます。

(令和5年5月更新)

(データ内容の正確性の確保等)

Q 5－4 カメラ画像や顔特徴データ等の個人データの保有期間についてはどのように考えればよいですか。

A 5-4 個人情報取扱事業者は、法第 22 条に基づき、利用の必要性を考慮して保存期間を設定し、個人データを利用する必要がなくなったときは、遅滞なく消去するよう努めなければなりません。

(令和 5 年 5 月更新)

(第三者に該当しない場合)

Q 7-50 防犯目的のために取得するカメラ画像・顔特徴データ等について、防犯目的の達成に照らして真に必要な範囲内で共同利用をすることは可能ですか。その場合には、どのような点に注意する必要がありますか。

A 7-50 一般に個人データを共同利用しようとする場合には、法第 27 条第 5 項第 3 号に基づき、①共同利用をする旨、②共同して利用される個人データの項目、③共同して利用する者の範囲、④利用する者の利用目的、⑤当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名をあらかじめ本人に通知又は容易に知りうる状態に置かなければなりません。

防犯目的のために取得したカメラ画像・顔特徴データ等を共同利用しようとする場合には、共同利用されるカメラ画像・顔特徴データ等の範囲や、共同利用する者の範囲を、利用目的の達成に照らして真に必要な範囲に限定することが適切であると考えられます。例えば、カメラ画像・顔特徴データ等を、組織的な窃盗の防止を目的として共同利用する場合、盗難被害にあった商品や、当該商品に関する全国的あるいは地域全体における組織的な窃盗の発生状況をもとに、登録対象者が共同利用する者の範囲において同様の犯行を行うことの蓋然性を踏まえて、共同利用されるカメラ画像・顔特徴データ等の範囲や、共同利用する者の範囲を、利用目的の達成に照らして真に必要な範囲に限定することが適切であると考えられます。

また、共同利用は、本人から見て、当該個人データを提供する事業者と一体のものとして取り扱われることに合理性がある範囲で当該個人データを共同して利用することを認める制度です。このため、共同利用する者の範囲は、本人がどの事業者まで現在あるいは将来利用されるか判断できる程度に明確にする必要があります。

さらに、個人データの開示等の請求及び苦情を受け付けその処理に尽力するとともに個人データの内容等について開示、訂正、利用停止等の権限を有し安全管理等個人データの管理について責任を有する管理責任者を明確に定めて、必要な対応を行うことが求められます。

加えて、カメラ画像・顔特徴データ等を共同利用する場合には、共同利用する全ての者が同様の取扱いを行うための統一的な運用基準（登録基準や保存期間等）を作成することが望ましいと考えられます。共同利用するカメラ画像・顔特徴データ等の登録基準については、Q 1-14 を参照のこと。

(令和 5 年 5 月更新)

(保有個人データの開示)

Q 9-13 顔識別機能付きカメラシステム等に顔特徴データ等を登録して保有個人データとした場合には、個人情報保護法に基づきどのように開示請求、内容の訂正、利用停止の請求等に対応する必要がありますか。

A 9-13 顔識別機能付きカメラシステム等に登録された顔特徴データ等が保有個人データに該当する場合、法令に基づき開示請求等適切に対応しなければなりません。すなわち、開示請求がなされた場合には、保有個人データの開示義務の例外事由に該当しない限り、開示請求に適切に対応しなければなりません。また、訂正等請求や利用停止等の請求が行われた際にも、法令に基づき適切に対応しなければなりません。

(平成 30 年 12 月追加・令和 5 年 5 月更新)

(全般)

Q10-8 カメラを設置してカメラ画像・顔特徴データ等を取り扱う場合には、安全管理措置として特にどのような点に注意すればよいですか。

A10-8 個人情報取扱事業者は、法第 23 条に基づき個人データについて安全管理措置を講ずることが義務付けられています。カメラ画像・顔特徴データ等が個人データに該当する場合には、その性質（特に、顔特徴データは不変性が高く、個人の行動の追跡が可能となること等）も踏まえ、当該個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならず、具体的には組織的安全管理措置、人的安全管理措置、物理的安全管理措置、技術的安全管理措置、外的環境の把握として、例えば以下のような措置が考えられます。

- ①組織的安全管理措置：カメラ画像・顔特徴データ等を取り扱う情報システムを使用できる従業者を限定、事業者内の責任者を定める、管理者及び情報の取扱いに関する規程等を整備する 等
- ②人的安全管理措置：従業者に対する適切な研修（個人情報保護法の適用範囲・義務規定、カメラ画像・顔特徴データ等の取扱いに関する講義等）等を実施する 等
- ③物理的安全管理措置：カメラ、画像データ・顔特徴データ等を保存する電子媒体等の盗難又は紛失等を防止するために、設置場所に応じた適切な安全管理を行う 等
- ④技術的安全管理措置：情報システムを使用してカメラ画像・顔特徴データ等を取り扱う場合や、IP カメラ（ネットワークカメラ、Web カメラ）のようにネットワークを介してカメラ画像等を取り扱う場合に、必要とされる当該システムへの技術的なアクセス制御や漏えい防止策等を講ずる（パスワード設定等の措置がアクセス制御のために適切な場合はかかる措置も含む。）、アクセスログの取得分析により不正利用の有無を監視する 等
- ⑤外的環境の把握：外国において個人データを取り扱う場合、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、個人データの安全管理のために必要かつ適切な措

置を講ずる

また、カメラ画像・顔特徴データ等が保有個人データに該当する場合には、保有個人データの安全管理のために講じた措置の内容を本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければなりません。ただし、本人の知り得る状態に置くことにより当該保有個人データの安全管理に支障を及ぼすおそれがあるものについては、本人の知り得る状態に置く必要はありません（法第 32 条第 1 項第 4 号、施行令第 10 条第 1 号）。

なお、カメラ画像・顔特徴データ等がデータベースを構築していない場合には、個人データとして法第 23 条の安全管理措置を講ずる義務が直接適用される対象ではないものの、当該画像が漏えい等することがないように、上記の各種安全管理措置を参考として適切に取り扱うことが望ましいと考えられます。

（平成 30 年 12 月追加・令和 5 年 5 月更新）